

兵庫県特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画について  
－事例収集－

◆ 兵庫県におけるツキノワグマの保護管理の経緯

兵庫県に生息するツキノワグマは、生息数が少なく絶滅が危惧される地域個体群であったため、平成 4 年度から（社）兵庫県猟友会が狩猟によるクマの捕獲を自粛し、平成 8 年度からは狩猟によるクマの捕獲を禁止してきた。平成 15 年度には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき第 1 期ツキノワグマ保護管理計画を策定し、それ以来地域個体群の健全な維持と被害防止の両立に向けて非捕殺対応を含む出没対応を行ってきた。現在、第 3 期計画が進行中である。

◆ 特定計画推進のための取り組み

兵庫県では、特定計画の保護管理目標を「①人身被害ゼロ②被害対策の充実における人の生活圏への出没防止③推定生息数 400 頭以上の維持」としている。これら目標の達成に向けた具体的な取り組みの一つとして、「出没対応基準」（表 1）を作成し状況に応じた被害防除と、個体管理を行っている。

兵庫県では特定計画を策定し「出没対応基準」を作成し、実施体制を整えたことにより、0～80%だった錯誤捕獲（衰弱等個体を除く）の放獣率が 100%となった（図 1）。また、有害捕獲の場合も基準策定以前は通常殺処分されていたが、策定以降、絶滅の危険性が高かった第 1 期～2 期には学習放獣など非補殺的な手法を中心に対応してきた。第 3 期計画では推定個体数が 400 頭以上の場合、農地周辺への出没件数や人身事故件数が地域住民の許容の限度を超えているとして、これまで通りの被害防止対策を実施していることを前提に有害捕獲個体は原則殺処分するとしたが、被害の発生の有無に関わらず個体数を一定の水準まで下げる個体数調整は行わないとしている。

これらの取り組みにより、兵庫県に生息するツキノワグマの個体数は順調に増加していることが明らかになり（兵庫県森林動物研究センターの調査研究による）、「兵庫県版レッドデータブック 2003」においては A ランク「絶滅危惧種」に選定されていたが、平成 23 年度版においては B ランク「絶滅の危険が増大している種」に変更された。

表1 出没対応基準（兵庫県第3期ツキノワグマ保護管理計画）

区分	出没状況	対応
1	山中での目撃、一時的に人里へ出没した場合	地域住民等への注意喚起
2	出没により、精神被害を含めた被害を発生させた場合	誘引物の除去、防護柵の設置、追い払い等
3	繰り返し出没し、精神被害を含めた被害を発生させた場合	有害鳥獣捕獲許可により捕獲する。 <推定生息数 400 頭未満> 1 回目は学習放獣、過去に学習放獣を行った個体は殺処分 <推定生息数 400 頭以上> 原則殺処分。ただし、適切な被害対策を行っていない場合で過去に学習放獣されていない個体は学習放獣
4	集落内徘徊など人身被害の危険性が高い場合	有害鳥獣捕獲許可により捕獲し殺処分
備考	・有害捕獲許可より捕獲し殺処分された個体については、森林動物研究センターが回収し、今後のクマの保護管理のための資料とする。 ・錯誤捕獲された個体は放獣する。ただし、出没対応基準の区分3および4に相当する場合は、その基準により対応する。	

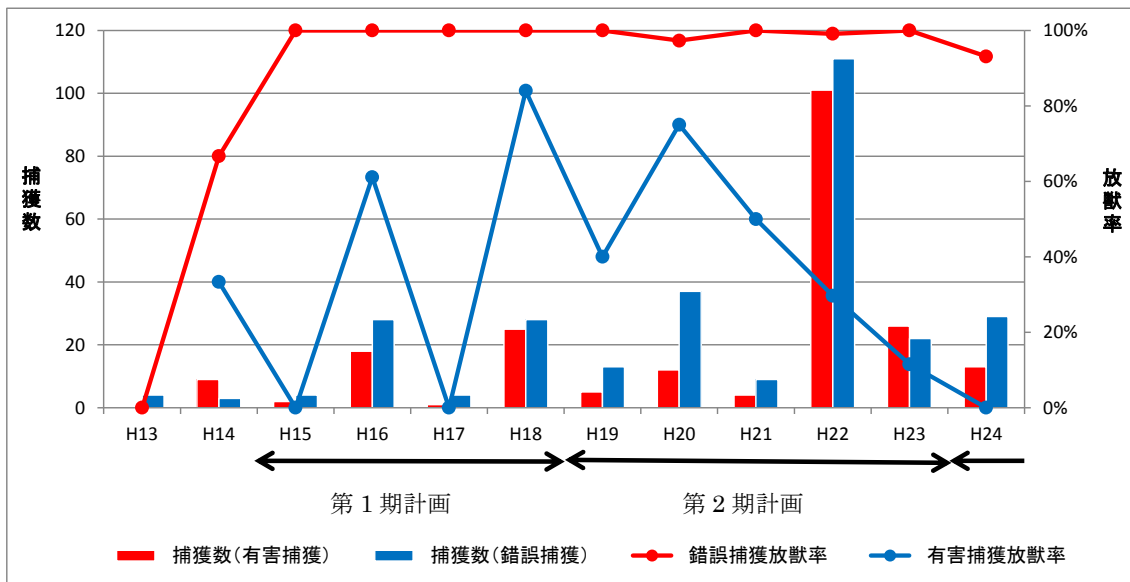


図1 捕獲数と放獣数の推移（平成24年度は、11月末までの集計値）

※衰弱個体等で放獣が困難な個体を除いた錯誤捕獲個体の放獣率は、平成15年以降100%である。

島根県特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画について  
－事例収集－

◆島根県におけるツキノワグマの保護管理の経緯

島根県のツキノワグマは、環境省告示により平成6(1994)年度から狩猟が禁止され、「しまねレッドデータブック平成16年3月改定版(2004)」に「絶滅危惧Ⅰ類」に記載され、個体群の存続を図る措置が積極的にとられてきた。

また、島根県では平成8(1996)年8月にツキノワグマの保護管理計画(任意)を策定し、これに基づいて対策を実施してきた。こうしたところ、平成11(1999)年度に「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が改正され、「特定鳥獣保護管理計画」制度が創設されたことより、平成14(2002)年度に島根県、広島県、山口県の3県で共通の計画(以下、第1期計画)を策定し、現在第3期計画期間中である。

◆特定計画推進のための人材確保・配置

島根県では、鳥獣被害対策を行う職員を7地方機関に「総務・鳥獣スタッフ」、「林業振興グループ」及び「林業振興・普及グループ」として配置している。総務・鳥獣スタッフ等は、事務職員と林務職員からなり、管内の鳥獣被害対策に携わっている。

さらに、近年のツキノワグマの大量出没に伴う大量捕獲(錯誤捕獲を含む)が起き、ツキノワグマの保護管理を推進するためと錯誤捕獲個体の放獣促進及び生息調査・環境調査の実施などの課題に対処するために、平成16(2004)年度からクマの出没が多い県西部の3地方機関(西部農林振興センター、同センター県央事務所、同センター益田事務所)に各1名の嘱託職員を採用し、現在3名を配置している。具体的な活動は、①クマ被害発生地において現場検証し、誘引物の特定、②誘引物の除去や被害防止対策の指導、③錯誤捕獲時の麻酔、個体計測、放獣作業、④巡回指導などである。

✓職名：嘱託職員(通称：鳥獣専門指導員)

✓所属：森林整備課(中山間地域研究センター等兼務あり)

✓雇用期間：平成16(2004)年7月採用から現在(益田事務所)

平成22(2010)年4月追加採用から現在(西部農林振興センター)

平成23(2011)年4月追加採用から現在(県央事務所)

鳥獣専門員を配置することと、麻酔銃等の機材を地方機関への配備が錯誤捕獲の放獣率が高くなった(図1)。特に、2004年に採用され、島根県中山間地域研究センターで研修を受け、経験を増すことにより2005年から錯誤捕獲個体の放獣率が60%以上と高くなった。

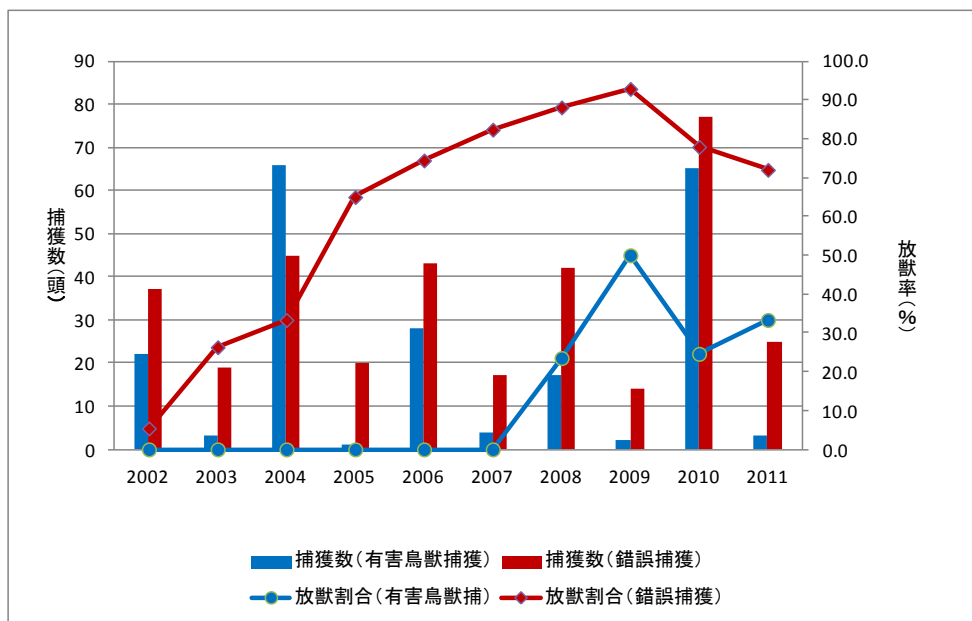


図1 捕獲数と放獣率の推移

また、鳥獣専門指導員は、すぐに現地に赴き、誘引物の除去や電気柵の設置を地域住民と一緒にすることによって、地域から信頼を得るようになった。さらに、関係市町の担当者と現場を共にし、意見交換をすることによって、県が実施しているツキノワグマ保護管理計画の理解が深まり、推進することができた。なお、島根県のツキノワグマの捕獲許可権限は、市町に委譲していない。